広報 たまかわ

村のようす
（56年4月1日現在）

世帯数	1,496戸（－2）
人口	7,413人（－34）
男	3,664人（－16）
女	3,749人（－18）

編集・発行
福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所
須賀川市加治町8-6
㈲円谷印刷

火の守りも新 春季検閲行われる

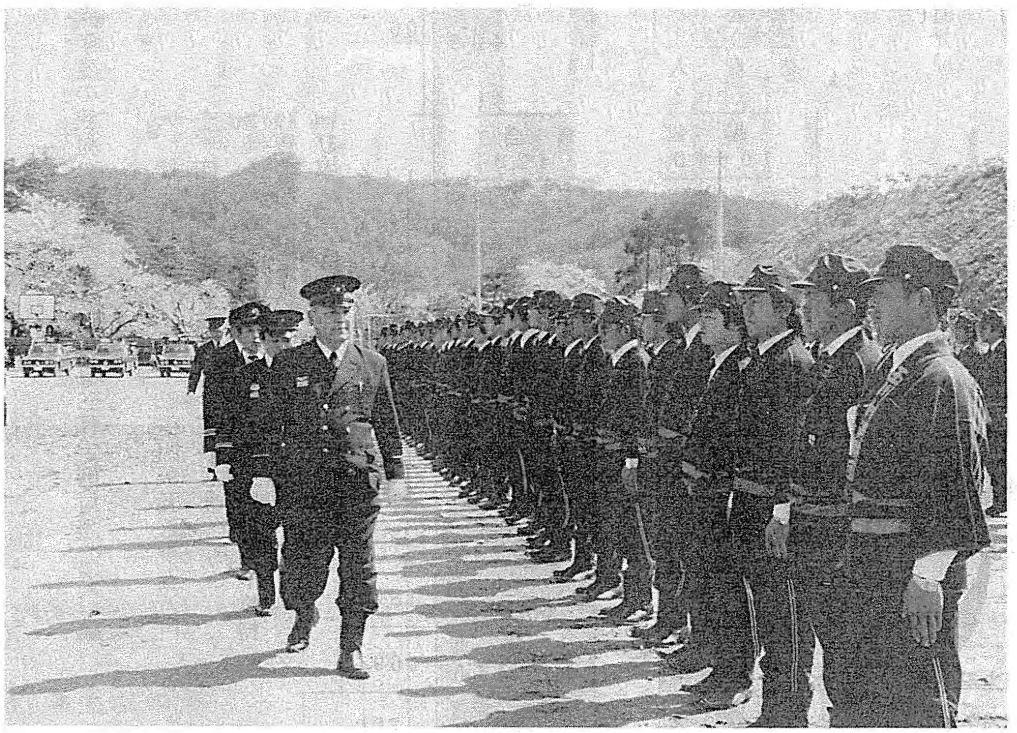

▲通常点検

消防団春季検閲が、去る四月二十六日午前九時から、泉中学校々庭において、団員、婦人消防隊二百六十五人が参加して行われました。

検閲は、仁井田保雄副団長の開始のことばに続き、国旗掲揚、殉職消防団員に対する黙祷、天皇陛下のおことばのあと、検閲が開始され、通常点検、分列行進、機械器具点検がつぎつぎと行われ、日頃の訓練の成果が披露され、消防防災活動に対する、真剣な心意気が、うかがわれました。

また、桜花爛漫の青空のもと、十一名のラッパ隊々員による、見事なラッパ吹奏が花を添え、境田団長の訓示に団員一同火の守りを新たにしていました。

▲放水による機械点検

昭和56年度の当初予算は
12億4,515万円

伸び率一、四四％

昭和五十六年度の我村の当初予算が、去る三月定例村議会で、議決されました。

一般会計予算の歳入、歳出それぞれを、十二億四千五百十五万円とし、前年度対比が一、四四％の伸び率となっています。

また、村の財政も厳しい状況に直面しているため、物件費や推持補修費などの、経常経費の節減をはかっています。

このため、前年度伸び率に比し低い伸び率となっています。

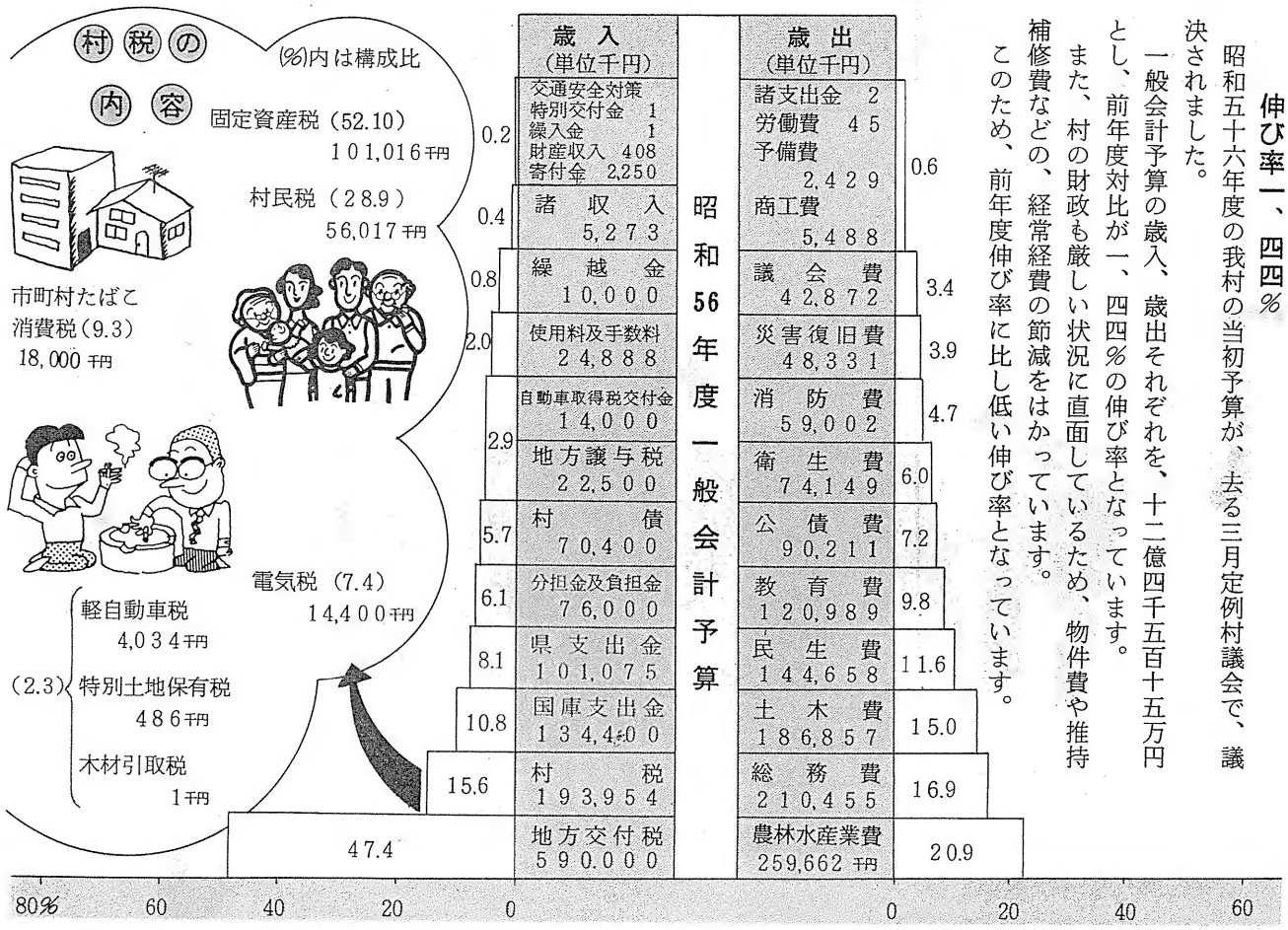

今年度の重点事業

一、道路の改良舗装の促進

本年度は、特に建設省の補助事業として、一般村道川辺・南須釜線に新規の導入、及び兎田・坂ノ下線の舗装の完了、主要村道及び生活道路の改良舗装の促進、改良済み道路の維持補修を積極的に進める。

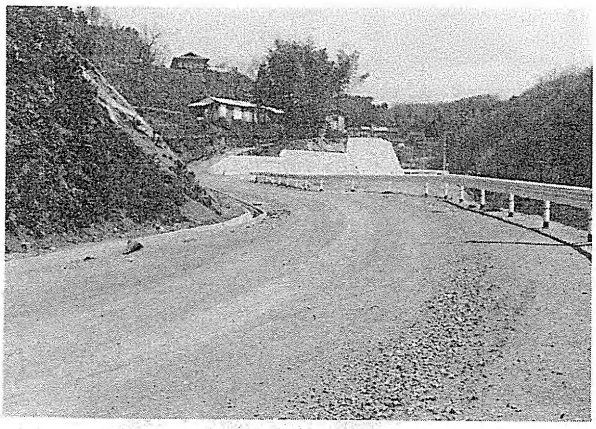

川辺・南須釜線 ▼

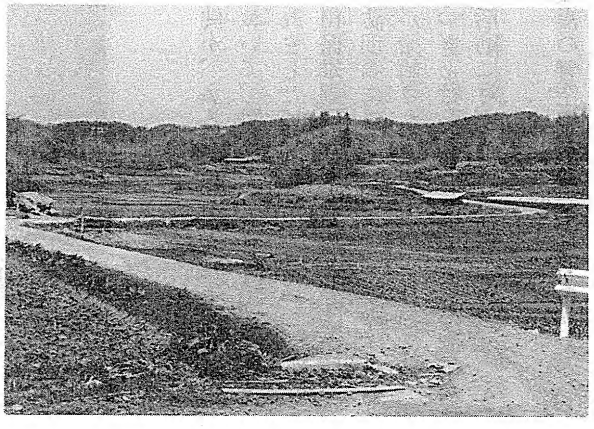

二、土地改良事業の施行

国営母畑事業による、第九工区末端配水施設整備、阿武隈中部第二地区の農用地造成の着工、団体営圃場整備事業、老朽溜池改修、災害復旧事業を実施、各種事業による農道整備を行い農業基盤の整備をはかる。

▲ 兎田・坂ノ下線

三、水田再編対策の農業振興事業

水田再編対策を促進するため、転作条件整のための圃場整備及び、園芸ハウス等の設置を進める。

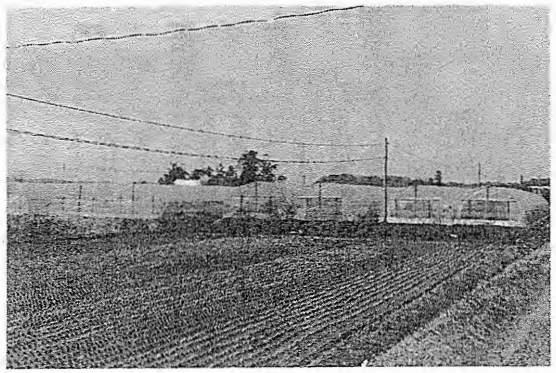

▲中の水田再編対策によるハウス

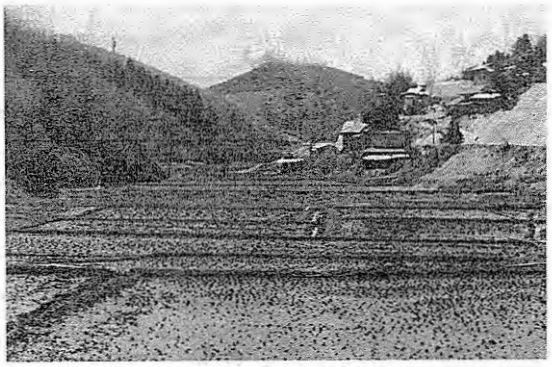

◀団体営圃場整備が行われる奥撫地内

四、公営住宅建設

昨年にひきつづいて、本年も東部地区の老朽住宅を取りこわし、五戸を新築する計画、完成すれば約九十戸の村営住宅を保有することになります。

▲災害復旧を要する阿武隈川用水堰

▶老朽化した南須釜舘坂住宅

五、住民福祉増進のための諸事業

老人、児童、母子等の福祉の向上をはかり、施設の拡充、ねたきり老人、重度身体障害者等在宅福祉の向上、又、社会福祉協議会や福祉団体の育成を進める等五項目を重点事業としております。

広域簡易水道事業会計予算

水道事業も営業開始8年目

資本的収支

収入	企業債等	0	千円
支出	建設改良費	13,511	千円
	企業債償還金	2,345	

収益的収支

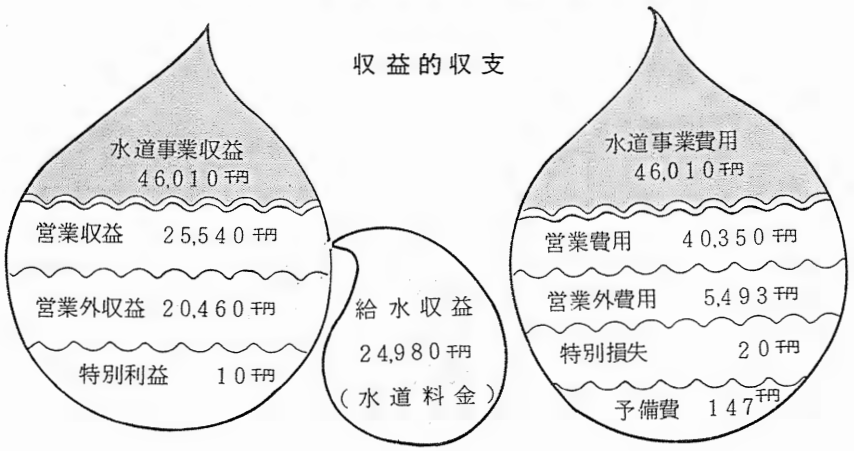

国保会計新年度予算

総額3億2千7百24万4千円

昭和五十六年度国民健康保険特別会計予算が、三月定例村議会で議決されました。

国保特別会計予算は、被保険者の健康増進と、福祉の向上をはかるため、適正な保険給付を行い、また、これを賄うに足りる保険税を、公平に賦課徴収することによって、健全財政を維持するという基本に則りながら、医療の伸び、あるいは、昨年の冷害等も考慮し予算編成されました。

この結果、総額で、三億二千七百二十四万四千円で、昨年対比五十六%の減額予算となり、予算の内訳は別表のとおりです。

歳入については、歳出に予想される保険給付費を基礎として、国県支出金を積算し、一般会計よりの繰入金及び財産収入等の特定財源を見て、その不足額について、保険税の算出をしたもので、前年対比二・三%の減であり、一世帯当りにしますと、九万八千百円となります。

歳出につきましては、保険給付費を国で示した積算推計方法に基づき計算し、二億九千二百十一万二千円と見積り、これは、総予算の八九・三%となります。

国保会計当初予算の内訳

歳入

科目	金額	構成比	説明
	千円	%	
1. 国民健康保険税	110,280	33.7	被保険者が納める税金
2. 使用料及び手数料	5		滞納税金の督促手数料
3. 国庫支出金	206,722	63.2	事務費や医療費などの支払いのため国や県がらの補助金
4. 県支出金	237	0.1	
5. 財産収入	3,225	1.0	国保基金積立の利子
6. 繰入金	5,915	1.8	一般会計からの繰入金
7. 繰越金	1		昭和55年度の繰越金
8. 諸収入	859	0.2	預金利子、その他
歳入合計	327,244	100.0	

歳出

科目	金額	構成比	説明
	千円	%	
1. 総務費	16,620	5.1	事務費や徴税のための経費
2. 保健給付費	292,112	89.3	国保が支払う医療費
3. 保健施設費	460	0.1	疾病予防費他
4. 基金積立金	3,226	1.0	基金の利子を基金に積み立てる
5. 公債費	111		借入金の利子
6. 諸支出金	361	0.1	税金の還付金など
7. 予備費	14,354	4.4	予算外の支出があった場合の予備
歳出合計	327,244	100.0	

保険給付の内容

○療養諸費
（二億六千七百四拾八万四千円）
被保険者が医者にかかった場合に、療養給付するもの。
法定　七割給付
乳幼児　十割給付
※満三歳になる月まで
妊産婦　十割給付
※5ヶ月から、分娩の月までの合併症

○高額療養費
（千九百五拾八万八千円）
一ヶ月三万九千円以上の医療費を支払った場合、その超えた金額を給付するもの。

○助産費　（四百万円）
被保険者が出産した場合、助産費として、八万円を支給するもの

○葬祭諸費　（百四万円）
被保険者が死亡した場合、葬祭費として二万円を支給するもの。

この1年間で27名の増加

昭和55年度の我村の人口の増減を見ると、27人の増加となりました。

これは、毎月調査される現住人口調査によります出生、転入（県外、県内）、死亡、転出（県外、県内）の数を見た最終的増加数です。

では、年度間のそれぞれの数を見ますと、出生107人、転入者180人、(県内93、県外87) 死亡者54人、転出者が206人（県内117、県外89）となっています。これを男女別に見ますと、

単位　人

			男	女	計
増加	出生		50	57	107
	転入	県内	34	59	93
		県外	42	45	87
減少	死亡		23	31	54
	転出	県内	45	72	117
		県外	51	38	89

となっています。これを見ますと、県内からの女子の転入者が多いことがわかります。転出を見ても女子の県内転出が目立ち、男子の県外転出の多い事がわかります。

それでは、月別に人口の増減を見ますと、つぎのグラフのとおりです。

昭和55年度玉川村人口の増減の推移

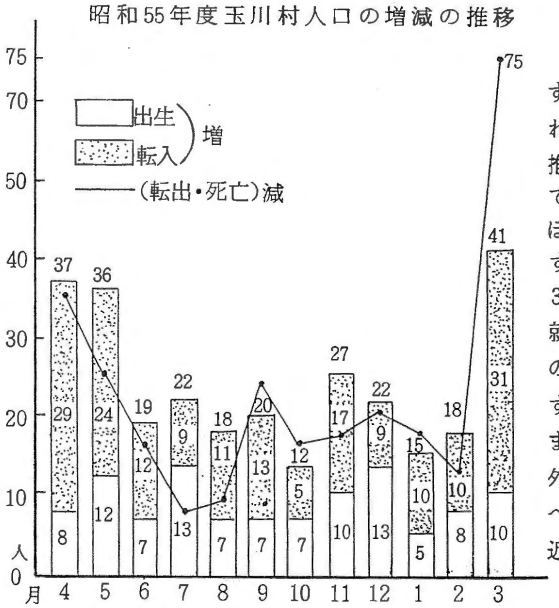

資料：企画課現住人口調査より

昭和55年4月～昭和56年3月まで

このグラフを見ますと、棒グラフで表わされている増加の推移と、折線グラフで見る減少の推移はほぼ比例しております。特に異動が多い3・4月は、就業、就学、転勤等の異動の時期によるものです。就業について見ますと、男子は、県外へ、女子は、県内へ職を求める傾向が近年見られています。

元消防団長 藤田金二さんらに感謝状

春季検閲の席上、消防庁長官賞状伝達、防火優良家庭、退職幹部一般協力者に対し、表彰並びに感謝状が、つぎの方々に贈られました。

消防庁長官賞状（伝達）

元団長　藤田金二　　四辻　榊枝定一
元分団長　小原金久　　（退職消防団長）　藤田金二
〃　佐久間安直　　（退職分団長）　川辺須藤久一
〃　矢部金寿　　川辺須藤久一
〃　石森金治　　蒜生真弓喜義
〃　太田竹雄　　小高溝井源二

表彰状（防火優良家庭）

川辺須藤久雄　　中鈴木孝一
〃　矢部操　　岩法寺佐久間倉吉
蒜生真弓喜義　　竜崎石井清春
小高溝井永太郎　　南須釜大野佐源治
〃　高原要次　　北須釜榊枝義二
中　永林久徳　　吉有賀嘉栄
〃　小針章勇　　山小屋石森藤雄
岩法寺草野政美　　四辻関根弘志
竜崎小林光好　　（一般協力者）
〃　小林昭一　　竜崎小林清人
南須釜小針好夫　　（竜崎にサイレン寄贈）
〃　榊枝フミ子　　竜崎小林丑蔵
北須釜西舘英範　　（防火水槽敷地協力）
〃　矢吹重一　　南須釜真野目道徳
吉　大和田重徳　　（防火水槽敷地協力）
山小屋石森勝義

村職員の人事異動

村職員の人事の異動を行いました。異動した者は、つぎのとおりです。

4月1日付

（　）内は旧任

泉保育所
保母　仁井田ツヤ子（いずみ幼稚園）
いずみ幼稚園
教諭　佐藤ヤス子（泉保育所）
すがま幼稚園
教諭　石森ミナ子（泉保育所）
総務課
主査　溝井宏子（総務課主事）

新規採用者

総務課　主事　円内一彦
産業課　主事　永林正典
公民館　主事　本田吉和
泉保育所保母　宗形智子

退職者　3月31日付
総務課主幹　小山田正高
すがま幼稚園教諭　広川須美子

5月1日付
総務課
課長　円谷信男（住民課長）
主事　八木喜久夫（住民課主事）
税務課
固定資産係長　溝井義三（支所係長）
主事　添田チヨ子（会計室主事）
主事　大和田スミ（公民館主事）
住民課
課長　山崎甲子郎（総務課長）
主事　塩沢忠雄（産業課主事）
〃　永林正典（〃）
産業課
課長　小針六郎（泉保育所長）
産業係長　相楽功男（税務課固定資産係長）
主事　矢部常政（企画課主事）
〃　増子貞美（税務課主事）
企画課
主事　石森春男（総務課主事）
水道課
課長　真野目喜正（産業課長）
建設課
主事　熊田富一（住宅課主事）
会計室
主事　野口サツ子（教育委員会主事）
支所
支所係長　小針成男（建設係長）
泉保育所
所長　伏田章（水道課長）
農業委員会事務局
局長　角田文弥（産業係長）
公民館
館長　白旗幹雄（農業委員会事務局長）
公民館主事　溝井幸子（税務課主事）

消費者物価モニターに溝井典子さん

大字小高字東耕地49
溝井典子さん

昭和五十六年度、消費者物価モニターとして、溝井典子さん（三十歳・写真）が、県知事より依頼され、消費者物価及び生活物資の需給状況、物価に関する情報や県より依頼される調査等について、県に報告し、物価の安定と消費生活の安定のため活動されます。

物資の価格調査などの際には、最寄りの商店に、伺いますのでご協力ください。

昭和５６年度

行政区長会長に高林さん

昭和56年度、玉川村行政区長会が、去る4月13日開かれ、区長会役員等がきまりました。

会　長　高林浅二（中　区　長）
副会長　小原保男（南須釜区長）
公民館運営審議会委員
　白旗保喜（川辺区長）

なお各部落の行政区長は、つきのとおりです。

行政区名	区長氏名	区長代理者氏名
川辺区長	白旗保喜	辻　昇
蒜生〃	矢吹徳与	佐藤一男
小高〃	車田権	矢吹嘉雄
中〃	高林浅二	小針保伯
岩法寺〃	須釜保明	倉鎌徳三
竜崎〃	鈴木弘次	仁井田保雄
南須釜〃	小原保男	斉藤一夫
北須釜〃	草野美好	関根卯一
吉〃	有賀重夫	鈴木尚
山小屋〃	石森栄吉	我妻貞一
四辻新田〃	須田幸平	藁粥勉

〈国民年金の受給者〉

住所と年金支払機関の変更届はお早く

国民年金を受けている人が、自分の住所や、年金を受取る銀行・郵便局を変更したときは、すぐに「住所・支払機関変更届」を提出して下さい。

もし、この届をしないと、以前の銀行や郵便局の払込・支払口座へ年金が振り込まれたり、その支払通知が、あなたの旧住所へ送られたりして、あなたご自身がたいへん困ることになります。

住所・支払機関変更届の提出先は、次の通りです。

①老齢年金、通算老齢年金は、郵便番号一六八 東京都杉並区高井戸西三―五―二四 社会保険庁・年金保険部・業務第二課宛

②障害年金、母子年金、準母子年金、寡婦年金、遺児年金は、役場住民課国民年金係、または須釜支所窓口です。

竜崎分団にポンプ自動車配置

村では、年次計画により消防力の整備拡充をはかって居りますが、今年も消防の機動力強化のため、消防ポンプ自動車を去る三月三十一日、竜崎分団へ配備いたしました。

今後の消防活動に、大いに活躍されることを、期待します。

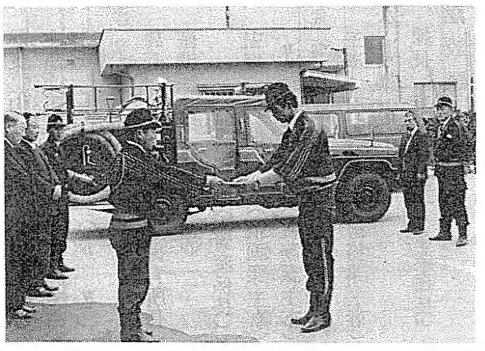

▶団長より貸与される竜崎分団長

ごくろうさま テント村作戦

春の全国交通安全運動期間中、「テント村」作戦が県下いっせいに行われ、村では、泉郷駐在所前国道一一八号線沿と、南須釜奥平地内大野自転車前の二ヶ所で実施されました。

村に入ってくるドライバーに、協会、母の会の人達が、安全運転と、シートベルトの着用を呼びかけました。

つねにシートベルトを着けていないためか、シートベルトの正しい着用の仕方ができないドライバーも多く見受けられました。

安全は、あなた自身が、つくるもの!、交通死亡事故ゼロ一、〇〇〇日達成を目指し、村を交通事故から守りましょう。

(四月三十日現在、七二六日一、〇〇〇日達成まで、あと二七四日)

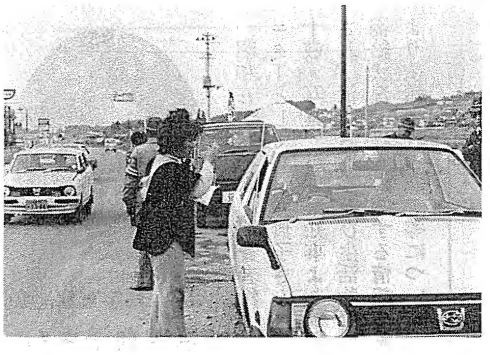

◀安全運転を呼びかける母の会々員

おかあさん
かあちゃん
ありがとう!

5月10日は、母の日です。

告知板／行楽シーズンを安全に

行楽シーズンを安全に

ドライバーの皆さん、次の8つの事項を守り、ドライブの安全を心がけましょう。

1 ●〝無理をしない、他人に迷惑をかけない〟の精神で!

2 ●スケジュールは余裕をもって!

3 ●出発の前にクルマの健康診断を忘れずに。

4 ●シートベルトの着用を!

5 ●お酒を飲んだらハンドルをにぎらない。

6 ●行楽の開放感から、スピードは出しすぎないように!

7 ●長時間のドライブは、運転は交代で!

8 ●いつブレーキをかけてもだいじょうぶといえるように、充分な車間距離をとろう。

行楽にはできるだけ電車やバスを利用しましょう。

Smokin' Clean
守ってますか 喫煙マナー

ちょっとした心づかいも味のうち
日本専売公社

消費者コラム

かしこい消費者となるために!!

◇訪問販売利用の心がまえ

一、セールスマンの目的を確認する。
二、セールスマンの身元を確認する。
三、本当に必要かどうか、よく考える。
四、商品知識のない者が、すぐ飛びついて買うのは危険です。
五、買う時（契約する時）は、消費者の特典クーリングオフをよく知っておくこと。
六、すぐ全額現金を支払ってしまうと、クーリングオフの適用がうけられません。
七、安易に印をおさないこと。
八、契約文書、頭金などの受領書は、保存すること。
九、トラブルになったら泣き寝入りしないで、業者と話し合う。
十、解決しない時は、市町村や消費生活センターに相談すること。

購入した商品の一部でも使うとクーリング・オフが出来ない商品

㋑動物及び植物の加工品～一般の飲食の用に供されないものであって、人が摂取するもの（医薬品を除く）いわゆる「健康食品」と呼ばれているもの
㋺コンドーム、生理用品
㋩防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く）
㋥化粧品、毛髪用剤及び石けん（医薬品を除く）
㋭幅13㎝以上の織物
㋬履物
㋣壁紙

※知ってますか？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、冷静になって考えるという意味で、消費者が商品購入申し込みや、購入契約を締結した場合でも、申し込み取り消しや契約の解除ができる制度です。

◎解約手続き

書面（内容証明付郵便で出せば確実です。）で販売業者に通知してください。発信の日が4日以内であれば有効です。なお、現金で全額支払って購入した場合は、クーリング・オフができませんのでお金の支払いは、慎重に行うことです。

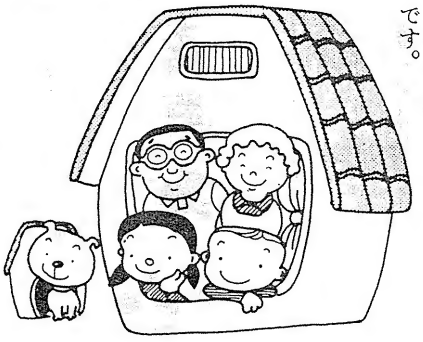

昭和56年度第1次2等陸海空士採用試験場等のお知らせ

昭和56年度第1次、2等陸海空士の試験期日等が次のように決定されましたのでお知らせします。

1．筆記試験場

試験期日	試験場	所在地
毎日（土曜、日曜祝祭日を除く）	自衛隊福島地方連絡部郡山募集事務所	〒963 郡山市台新2丁目1の15

2．身体検査場

検査場（所在地）	4月	5月	6月
陸上自衛隊郡山駐とん地（郡山市大槻町字長右衛門林1）	15日（水）	13日（水）	10日（水）

くわしいことは、郡山募集事務所　電話0249－32－1424番へおたづね下さい。

火葬場使用料改正のおしらせ

（昭和56年4月1日改正）

町村名	区分	料金
石川町 浅川町 古殿町 玉川村 平田村	13才以上	3,000円
	13才未満	2,600円
	汚物（妊娠4ヶ月未満）	2,000円
上記以外の町村	13才以上	18,000円
	13才未満	15,000円
	汚物（妊娠4ヶ月未満）	10,000円

注意

1．改葬の場合の料金も死亡した時の年齢。
2．妊娠7ヶ月未満の死産であれば、24時間たたなくても、火葬する事ができる。

行政相談員に田子氏委嘱される

行政管理庁では、玉川村を担当する行政相談員として、四月一日付けにて、次の方が委嘱されました。

行政相談員　田子国夫
住所　玉川村大字川辺字舘四五番地
電話
自宅　三五五九番

行政相談委員は、行政管理庁長官の委嘱によるもので、国の行政相談窓口として、国の仕事をはじめ、国鉄、電々公社等の仕事、県や市町村が国から委任されたり、補助金を受けて行っている仕事についてなら、何でも無料（秘密）で相談に応じますから、お気軽にご利用下さい。

※前任者ごくろうさま！

今まで、三輪貞夫氏が、玉川村を担当する行政相談員として親しまれ、活躍されておりましたが、この度の委嘱期間満了にともない退任することになりました。

永年にわたり、御相談に応じられまして、本当に、ご苦労様でした。

田子国夫さん

お知らせ

消費生活通信講座 受講者募集

7月開講

福島県消費生活センターでは、今年度も、家庭で手軽に消費生活の勉強ができ、正しい知識を身につけ〃かしこい消費者〃となるための、消費生活通信講座の受講者を、つぎのとおり募集しております。

△申し込みは、役場企画へ早めにどうぞ！

○募集人員　十五名
○受講料　無料
○学習方法　定期的にテキストや資料を配付します。
○学習期間　昭和56年7月～昭和57年3月
○募集期間　昭和56年5月1日～5月31日
○申し込み　役場企画課へ、お申し込み下さい。
○受講資格　過去に一度も通信講座を受講していない18才以上の方
○テキスト内容
No. 1、消費者ハンドブック
2、表示の見方
3、バランスのとれた食生活
4、食品添加物の知識
5、繊維製品の選び方
6、家庭用燃料の知識
7、プラスチック製品の知識
8、電気製品の知識
9、くすりと化粧品の知識
10、消費者を守る法律

などの10テキストです。

◎くわしいことは、役場、行政事務所の消費者行政担当課、または県消費生活センターまでお問い合せ下さい。

印紙税の税額がかわりました

印紙税法の一部が改正になり、五月一日以降に作成される文書について適用されることになりました。

主な改正点

▽ **税率の引上げ**

最低税率は、一通又は一冊につき二〇〇円になりました。

たま、それぞれの税率が二倍に引上げられたほか、土地売買契約書、約束手形、売上代金の受取書などのうち、契約金額等の高額なものについては、二倍以上に引上げられているものがありますので注意してください。

▽ **契約書の記載金額**

第一号文書（土地売買契約書など）又は第二号文書（請負契約書など）については、たとえその契約書に金額が記載されていなくても、契約金額等の記載のある見積書等を引用している場合は、その金額に応じた印紙税がかかることになりました。

詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

なお、改正された印紙税額一覧表は、市町村役場や金融機関の窓口にも備えてありますのでご利用ください。

第一回 バドミントン大会

主催　玉川村体育協会

村民相互の交流を深め、健康の増進のため開催いたします。

うでに自信のある人もない人も二人一組で申し込んで下さい。

開催日　昭和56年6月28日(日)　午前8時～午後5時
場所　玉川村体育館
対象者　村内居住者
定数　男子20組　女子20組（2人1組として申し込む事）
会費　1組　四〇〇円
申込〆切　昭和56年5月30日　定数になりしだい〆切
申込先　バドミントンクラブ会　長添田亀明（電 2323）
競技方法　バドミントン競技規則により男子ダブルス、女子ダブルスをトーナメント戦で行う

新刊図書 購入のお知らせ

○市川房枝自伝　市川房枝
○裸の大将放浪記四巻　山下清
○五木寛之小説全集十一巻　五木寛之
○四季奈津子上下巻　陳舜臣他
○シルクロード六巻　三好京三
○わが教育愛　瀬戸内晴美
○まどう上下巻　井村和清
○飛鳥へそしてまだ見ぬ子へ

他、推理小説、ベストセラー、実用書、児童文学、絵本等を合計三六〇冊購入しましたのでいままで以上大いに御利用ください。

尚公民館図書を貸りて返却期間が過ぎている方は、次に読みたい人が待っていますので早めに返しましょう。

5月 住民課衛生関係事業予定

6日　妊婦検診　母子センター
19日　妊婦検診　母子センター
25日　生ポリオ・ワクチン投与　就業改善センター
26日　生ポリオ・ワクチン投与、須釜公民館　午後1時30分～2時30分
28日　乳幼児検診　母子センター

5月 公民館行事予定

12日　日本画教室
12日　高令者学級運営委員会
26日　日本画教室
6月公民館事業予定
上旬、さつき、盆栽展下旬村民ソフトボール、家庭バレーボール大会

おめでた

（三月分の出生届書から）

地区	出生児氏名	保護者名
川辺	曲山元博正	美矢吹良仁
〃	広良	小高国井春美
〃	文雄	吉田均義
中	孝	増子裕美吉
〃	徳	小針邦裕清
〃	信	小針佑輝竹千代
岩法寺	岩谷卓寿夫	
南須釜	大川内貞広貞夫	
北須釜	榊枝美枝子義二	

おくやみ

（三月分の死亡届書から）

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
小高	須藤ヤス	70	タイ
中	吉田トヨ	85	七郎
竜崎	小林イシ	81	隆次
〃	上野善成	57	善一
北須釜	矢吹金五郎	87	正七